

外国人児童生徒等に対する日本語教育人材の養成・研修に関する ワーキンググループにおける検討の方向性(案)

1. 日本語教育小委員会における外国人児童生徒等に対する「日本語指導支援員」 について

「日本語指導支援員」とは、学校教育現場における外部専門人材のことを指し、学校現場における円滑な教育の実現に向けて活用の促進が課題とされている。「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)」(平成28年6月 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議)においては、「日本語教育に関する専門的知見により教員をサポートする日本語指導の支援員」とされている。

現在、「日本語指導支援員」として学校現場に配置されている方は、各地の実情に応じて多様であると考えられるが、日本語教育小委員会において検討を行う「日本語指導支援員」は、日本語教員として最低限必要とされる教育内容を習得した者で、学校等において外国人児童生徒等に対する教育に関し中心的な役割を果たすべき担当教員をサポートしたり、学校の管理の下で児童生徒に直接日本語指導を行ったりする立場にある日本語指導者とする。

「日本語指導支援員」には、上記の学校において、当該校の教育方針に基づき日本語指導に携わる者のほか、地域において児童生徒に対する日本語指導に携わる者がある。

2. 活動分野について

「外国人児童生徒等」と「就学前の子供とその保護者」の両方を含むものとする。

3. 策定する教育内容及びモデルカリキュラム(案)を活用した養成・研修を 実施する対象について

日本語教育小委員会で検討を行う「日本語指導支援員」を対象とした教育内容及びモデルカリキュラム(案)を活用することが想定される主な養成・研修実施機関は、日本語教員養成課程を実施する大学及び民間の日本語教師養成講座、国際交流協会、NPO法人等の民間団体、各地の教育委員会などとする。

4. 策定する教育内容及びモデルカリキュラム(案)の内容について

日本語教育の専門的な能力を有する人材を、教員を補助する支援員として一層活用できるよう、学齢期の児童生徒の日本語習得に関する留意事項や、学校における教科学習や生活指導上の基礎的な知識などについて習得することができるような教育内容とする。

学校や地域の日本語教室において、外国人児童生徒等に対する日本語指導に携わる者として、外国人児童生徒等を含む多文化家族の歴史的・文化的背景に対する知識や、高等学校等への進学などを含む基礎的な知識などについて習得することができる教育内容とする。

「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」抜粋
(平成28年6月 学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議)

外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実

1 現状及び課題

また、日本語教育に関する専門的知見により教員をサポートする日本語指導の支援員(以下「日本語指導支援員」)についても、支援員となりうる人材の情報が学校現場で得られにくい状況にある。更に、児童生徒の母語の多様化により、母語による通訳や学習支援などを行う支援員となる人材の確保が困難な場合が生じており、これらの外部専門人材の学校現場における円滑な活用の促進が課題である。

2 今後の方向性及び具体的方策（提言）

(4) 日本語指導や母語による支援を行う支援員の人材確保・配置の推進

外国人児童生徒等教育に関し中心的な役割を果たすべき担当教員に加え、これらの教員をバックアップする日本語指導支援員や母語による支援を行う支援員の学校における配置を推進することは重要である。

国、都道府県、市区町村は、学校におけるこれらの支援員の配置を促進するための支援を充実すべきである。

また、地域において日本語指導支援員や母語支援員となり得る人材を安定的・継続的に確保することが重要である。都道府県・市区町村は日本語教員の養成や、多言語コミュニケーションの専門人材の養成を行っている地域の大学や日本語教育機関等、外国人労働者を雇用する企業、日本語教育に携わるNPO、地域の日本語教室で活動している地域日本語教育コーディネーター等に関する情報収集を行い、関係者とのネットワーク形成に努めることが期待される。国は、これらの地方公共団体の取組への支援を通じて、その促進を図ることが求められる。

外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保

1 現状及び課題

日本語指導支援員や母語支援員は、主に大学等において日本語教育について学んだ人材や、外国語によるコミュニケーションに長けた人材から活用されており、外国人児童生徒等教育担当教員や学級担任(教科担任)を補助しつつ、児童生徒の学習・生活をサポートする重要な役割を担っている。しかし、必ずしも児童生徒の発達段階に応じた日本語教育や、学校の教科学習に精通した者でないことがあるため、これらの外部の人材を、学校における支援員として活用するための研修機会の充実が課題である。

2 今後の方向性及び具体的方策（提言）

(1) 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成及び現職教員の研修の充実

なお、外国人児童生徒等教育に携わる教員の専門性を高めていく観点からは、以上に加えて、専門的な教育・研修等の履修の成果を対外的に証明する仕組みを設け、専門的能力の適切な活用に資することが重要である。日本語教育に携わる人材の養成や資格の在り方については、文化審議会国語分科会において、現行の枠組みや取組では不十分な部分について具体的な検証を行い、日本語教育に携わる人材に求められる能力について整理した上で検討することが予定されている。国は、以上の検討内容を踏まえつつ、外国人児童生徒等教育に携わる教員や支援員に必要な能力や資格等の在り方について、検討を行うべきである。

(3) 日本語指導や母語による支援を行う支援員の育成

日本語教育や外国語によるコミュニケーション等の専門的な能力を有する外部の人材を、学校の外国人児童生徒等教育において教員を補助する支援員として一層活用できるよう、都道府県及び市区町村は、支援員が学齢期の児童生徒の日本語習得に関する留意事項や、学校における教科学習や生活指導上の基本的な知識などについて習得することができるような研修機会を充実させることが必要である。また、国は、支援員に対する研修を行う地方公共団体への取組への支援を通じてその促進を図るべきである。

また、国は、(1)の外国人児童生徒等教育担当教員に求められる資質・能力の検討に加え、日本語教育の専門的な能力を有する人材が教員を補助する支援員として学校教育に参画していくために必要な基礎的な資質・能力の在り方について検討することが必要である。